

定 款

サノヤスホールディングス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、サノヤスホールディングス株式会社と称し、英文では、Sanoyas Holdings Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 以下に掲げるものおよびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、販売、賃貸借、リース、据付、修理、保守および保全に関する事業
 - (1) 船舶
 - (2) 船用諸機械
 - (3) 駐車装置
 - (4) タンク類およびその他の鉄鋼構造物
 - (5) 土木建設機械機器
 - (6) 遊戯機械設備
 - (7) 産業用機械
 - (8) 自動車用機器
 - (9) その他機械器具装置
2. 建築ならびに土木の設計、監督および請負に関する事業
3. 一般鉄工業
4. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、保守および保全ならびに土地の造成に関する事業
5. 遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店および駐車場の管理運営に関する事業
6. 空調設備、給排水設備、環境衛生施設の設計および施工に関する事業
7. 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売等に関する事業
8. コンピュータソフトウェアの開発、販売および保守管理ならびに情報の処理および提供に関する事業
9. 警備業
10. 保険代理業
11. 労働者派遣に関する事業
12. 海運業
13. 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式および株主の権利行使に関する取扱ならびにこれらの手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

第16条 当社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社に取締役12名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長が欠員であるときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長もしくは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役の選定)

第 22 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を若干名選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長 1 名を選定する。
- ③ 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第 23 条 当社は、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 24 条 当社に監査役 3 名以上を置く。

(選 任)

第 25 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会)

第 27 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前に発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(常勤監査役の選定)

第 28 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(社外監査役との間の責任限定契約)

第 29 条 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関し、法令が定める金額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第 31 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 前項のほか、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(自己株式の取得)

第32条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第33条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。